

市教組は 11 月 21 日、「2023 年度末人事異動ならびに 2024 年度教職員定数改善に関する要求書」に対する回答交渉を行いました。

交渉において、冒頭、松岡委員長より「人事異動の実施にあたっては、校園長に対して教職員からの聴き取りを十分行うよう指導すること」、「教職員の意欲や資質の向上をはかるための人事異動となること」を市教委に強く求めました。

これに対し、上原教務部長より「人事異動は教職員の意欲・資質の向上の契機を回すものであることは、これまでと何ら変わりはありません」、「校園長には、ご本人の状況、思い、願いをしっかりと聴き取るように、人事異動に関する説明資料等により、しっかりと周知してまいりたい」との回答を引き出しました。

市教組は、教育委員会からの回答を基本的には了としたうえで、いまだ合意に達していない課題については、引き続き、交渉・協議を行うよう求め、交渉を一時中断しました。

※交渉概要は以下のとおり 組…市教組 市…教育委員会

組：9 月 27 日付けで提出した「2023 年度末人事異動ならびに 2024 年度教職員定数改善に関する要求書」について、教育委員会の回答を求める。

市：それでは、要求書に対する具体の回答を申し上げます。なお、内容につきましては、これまでの他の交渉と重複せず、かつ勤務労働条件に関わる事項のみとさせていただきます。

「中学校における兼務発令（試行）については、兼務発令者の負担軽減を行うとともに、課題解消に向けて取り組むこと。

<下線部のみ交渉事項> 課題解消のうち兼務発令者の負担軽減につきましては、可能な限り近隣の学校における兼務発令を実施するなど、引き続き努力してまいりたいと考えております。

過員状況の解消にあたっては、退職・転任が強制されないよう校園長を指導すること。

過員につきましては、早期に解消を図る必要がございます。校園長に異動に関する意向をお伝えいただくことが、ご本人の申告内容を参考にする上で必要ですので、ご協力をお願いしたいと考えております。

なお、異動候補者の決定にあたっては、ご本人に対し十分な説明を行うよう校園長に周知してまいりたいと考えております。

暫定再任用を希望する教職員については、本人の希望を尊重し全員の採用を行うこと。

昨年度（令和 4 年度）までも再任用教職員につきましては、定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってきたところがございます。

今年度からの定年延長に伴う暫定再任用制度への移行後も、引き続き、昨年度までと同様の再任用制度を暫定的に存置しております。

なお、任用にあたっては、選考基準に基づき適切に実施してまいります。

通勤事情や保育事情、看護・介護事情等がある教職員の人事異動に関しては、十分配慮すること。

通勤時間や保育事情等の個別事情につきましては、配慮してまいりたいと考えております。また、保育所経由通勤者につきましては、自己申告書に、その通勤経路等を記入できることとし、人事異動にあたり、これまでも可能な限り配慮してきたところですが、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

なお、看護・介護事情を有する方への配慮につきましては、個別の事情で

松岡委員長：校園長に対して教職員からの聴き取りを十分行うよう、指導することを強く求めておく！

上原教務部長：校園長には教職員の状況、思い、願いをしっかりと聴き取るように、周知してまいりたい。

ございますので、画一的に対処するのではなく、校園長より十分お話をお聴きして対処してまいりたいと考えております。

転任や残留等については、本人の希望を尊重すること。

外国人多住地域の学校や人権教育・障がい児教育を推進している学校への転任を希望する教職員については、本人の希望を尊重すること。

教職員の人事異動は、同一校勤務の固定化を排除し、積極的な異動を行いたいと考えております。異動にあたっては、教職員の申告内容を参考としながら、校園長の意向を尊重して機械的・画一的な実施にならないようしてまいりたいと考えております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入のうえ、校園長と十分お話いただきますようお願いいたします。

同一校園勤務が 10 年以上の者（新規採用後同一校園に 6 年以上勤務する者）については、教育委員会の定めている「特別な事情」以外でも、校務運営の事情や本人の心身の事情及び家族の介護の事情等の場合は、「特別な事情に準ずる扱い」とすること。

同一校園勤務の上限を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、昨年度までも極めて限定的に運用してきた経過がございます。

なお、個別の事情につきましては、校園長より十分お話をお聴きしてまいりたいと考えております。

同一校園勤務が 6 年を超える者（新規採用後同一校園に 4 年以上勤務する者）における転任や残留については、本人の希望を尊重すること。

同一校園勤務の上限に達していないⅠ項該当者及びⅡ項該当者につきましては、従前のおお、異動を図ってまいりたいと考えております。同一校園勤務の上限に達している者は原則として異動を行うこととしており、同一校園勤務の上限に達していない者は異動対象者としていただるところです。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話いただきますようお願いいたします。

同一校園勤務が 6 年以下の者については、課題のある学校への希望や、保育事情、遠距離通勤、近親者の同一校勤務など特別な事情のある場合は、本人の希望を尊重すること。

Ⅲ項該当者の異動につきましては、異動方針実施要領の「特別な事情」のある場合に限り異動を図ってまいりたいと考えております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話いただきますようお願いいたします。

2023 年度からの定年延長の実施にあたって、教職員への制度周知を徹底すること。また、定年退職者がいない年があることから、新規採用者の計画を早期に明らかにすること。

<下線部のみ交渉事項> 定年延長の実施に伴う教職員への制度周知については、任用、給与、退職手当に関する分かりやすい情報提供資料を作成し、制度周知に努めてまいります。

学校事務職員の人事異動については、民主的かつ公平に行い、本人の希望を十分尊重すること。 ↗

(1) 教職員人事異動実施要領に基づいた人事異動を確実に実施すること。また、職場実態を十分踏まえ、本人の意向を十分尊重すること。

人事異動につきましては、異動方針実施要領に基づき実施してまいりたいと考えております。原則として、6 年以内に異動を行うとしており、上限を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、これまでも極めて限定的に運用をしてきております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話いただきますようお願いいたします。

組：ただいま教育委員会から回答が示されたが、前回の申し入れ交渉において、特に、市教組から追加で申し入れた内容に対する教育委員会の見解を求める。市：それでは、前回ご指摘いただいたことについて、教育委員会の考え方をご説明させていただきます。

【講師不足について】
病休者をはじめ産育休者の代替が配置されていない学校園があり、学校園の運営に支障をきたしている状況にある。併せて、首席や新任教諭の配置に対する加配教員が配置されていない学校もある。代替者や加配教職員の配置は、教育委員会が責任をもって行うべきものである。
これについて、教育委員会の見解と具体的方策を求める。

講師の配置につきましては、教育委員会の責務であり、主体的に進めるべき事項であると考えております。

令和 2 年度からは、講師確保の観点から、4 月以降の産育休取得予定者の代替講師の一部について、配置を前倒しして年度当初より配置を行うなどの対応を行っております。

また、教育委員会では、この間、退職者を上回る教員採用を行い、年度当初の講師発令数を減らすことにより講師不足の解消に努めております。

さらに、教員採用選考テストの大阪市立学校園現職講師特例の実施、講師採用相談会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示、ハローワークを通じた求人募集、民間の求人情報サイトへの掲載、大学の就職担当部門をターゲットとした取組など、PR の強化に向けて、さまざまな方策を講じているところがございます。また、令和 4 年 11 月より行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を開始し、併せて、遠方にお住まいの方等を対象にオンライン面接も実施しております。

しかしながら、本年度においても、産育休や病休に伴う配置要件が多く、依然として講師の配置に遅れが出ており、令和 5 年 11 月 1 日時点で、小学校 53 名、中学校 11 名の欠員が発生しております。また、ご指摘の首席軽減や初任研対応の時間講師の未配置校は小学校 1 校、中学校 28 校となっており、皆様方に変な迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思っております。

講師の確保にはなお厳しい状況の下ではございますが、関係機関と連携を図りながら、市独自の対策等も含め、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に懸命に取り組んでまいります。

【35 人学級について】
35 人学級への段階的な移行についてであるが、我々としては、国の段階的移行を待たずに、早期に小学校・中学校での 35 人学級を実施すべきと考えている。これについて、教育委員会の見解を求める。 <裏面に続く>

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、小学校の学級編制の標準はすでに35人となっており、経過措置として、令和7年3月31日までの間に、第2学年から第6学年まで段階的に35人に引き下げる事となっております。また、同法により中学校における学級編成の標準は40人となっております。

本市としましては、学級編制の標準の引き下げにつきましては、国の責任においてその財源と共に実施されるべきであると考えており、中学校を含め、さらなる学級編制の標準の改定については、指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っているところです。

引き続き、国に対して、学級編成の標準の改定について、要望してまいりたいと考えております。

【教員公募制度や希望転任制度等について】

教員公募制度や希望転任制度などについて変更がないのかどうか。また、「自己申告書」の様式等についても変更がないのか教育委員会の見解を求める。

教員公募制度や希望転任制度につきましては、今年度末人事異動におきましても実施することとしております。

なお、今年度末人事異動につきましては、次年度開校予定の「中之島小中一貫校」及び「心和中学校」、さらに、次年度からモデル実施として、認定こども園へ移行予定の「貫江田幼稚園」及び「玉造幼稚園」についても、教員公募を実施する予定としております。

当該2校2園につきましては、令和6年度からの新設校、並びにモデル実施園となるため、人材を広く募集する目的から、公募対象者については、「教職員人事異動方針」の「教員実施要領」第3項に該当する者も含み、加えて、募集人数についても、複数人を可能とする方向で考えております。

なお、「教職員人事異動方針」の「教員実施要領」第6項において、「教員公募制度を一定数の学校において実施するものとする」としてありますが、今回の認定こども園の公募実施に伴い、「教員公募制度を一定数の学校園において実施するものとする」に改めます。

自己申告書の様式につきましては、変更の予定はございません。なお、提出については、昨年同様、データベースでの提出を予定しております。

【認定こども園への異動について】

幼稚園教諭の認定こども園への異動については、あくまでも本人の希望によるものでなければならないと考えるが、今年度末の人事異動については、どのように行うのか。

認定こども園への人事異動につきましては、これまで同様、教職員人事異動方針に基づき、各園長が自園の教諭に対し、異動に関する意向等について、十分に聴取を行い、異動候補者を決定することになります。

併せて、先ほどの説明のとおり、教員公募についても実施予定としております。

【様々な課題のある園児の対応について】

市立幼稚園には、様々な支援を要する園児が在籍している。しかしながら、支援を要する園児のための教職員があまりにも少なく、保育に支障をきたしている状況にある。これについても、教育委員会の見解と具体的方策を求める。

これまで、支援を要する園児への対応としましては、平成28年度より、障がいのある幼児の受け入れ、及び保育の充実を図るため、それまでの週30時間の非常勤嘱託員に替えて、保育中の特別支援教育から、保育後の預かり保育までを担当する支援担当講師（フルタイム）を全園に配置しております。

加えて、毎年度、予算主管局であるこども青少年局へ、支援を要する園児の増加や園の実態等を伝え、予算を確保し、各園の実態に応じて介助サポーターを配置しております。 ↗

また、令和3年度からは、教育委員会において、介助サポーターとは別に、特別支援加配として3名の常勤講師を配置することで、可能な限り、介助サポーターの配置日数の増に努めているところです。

教育委員会としましても、支援を要する園児の在籍率が増加している状況は十分に認識しております。今後とも、各園の実態を精緻に把握し、質の高い幼児教育の維持と更なる幼児教育の充実に向け、こども青少年局と連携し、各園の実態に応じた配置に向け、必要な予算の確保に努めてまいります。

【栄養教諭について】

栄養教諭についてであるが、我々としては、食育の更なる充実のためにはすべての給食実施校に栄養教諭を配置すべきと考えている。この点について教育委員会の見解を求めておく。また、当面、中学校への栄養教諭の異動や配置はどのようになるのかについても、教育委員会の見解を求める。

栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員として、その専門性を生かし、食に関する指導における全体計画や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校給食の管理において、栄養管理や衛生管理等に取り組み、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整の要として求められる重要な職と認識しております。

栄養教諭の標準定数は、学校給食単独実施校のうち、児童・生徒数550人以上につき1名、550人未満は4校につき1名という措置であり、全校配置は困難な状況でございます。なお、給食調理民間委託校においては、学校給食の円滑な実施に向け、栄養教諭又は事業担当主事（補）を1名配置しております。

また、未配置校については、栄養教諭が周辺校を巡回するなどにより食育の推進を図っており、中学校については、より効果的な配置に努めております。

中学校における異動につきましては、ご本人の異動に関する意向を自己申告書に詳細にご記入の上、校長と十分お話しいただきたいと存じます。私どもといたしましては、本人の申告内容を参考としながら、校長の意向を尊重して検討し、機械的・画一的な実施にならないようにしてまいりたいと考えております。

【栄養教諭の代替について】

2020年度より栄養教諭の代替が、講師から学校栄養職員に改悪された。我々としては、栄養教諭の代替は講師であると考えているが、この点について教育委員会の見解を求める。

本市では、平成29年度の権限移譲後、栄養教諭の定数内や病気や出産等によって長期休業する栄養教諭の代替者につきましては、栄養教諭免許所持者である講師を任用し、配置を行うこととしてきましたが、学校教育法等の関係法令の規定や他都市状況等を鑑みますと、本市でも栄養教諭の代替については学校栄養職員とする必要が生じたため、学校栄養職員の職を設置することといたしました。

【暫定再任用について】

定年前再任用短時間勤務者、並びに暫定再任用勤務者についてであるが、我々としては、希望者全員の雇用は当然のこととして、すべての教職員が希望の勤務形態で働けることを強く求める。また、勤務形態による給与と年金との併給額についての説明も求めておく。

定年前再任用短時間勤務教職員、並びに暫定再任用教職員の任用につきましては、昨年度（令和4年度）までの再任用教員の採用選考等に関する要綱に定める選考基準に準じ、適切に実施してまいります。

勤務形態につきましては、短時間勤務者の枠に限りがありますが、希望者の個別事情に応じて、可能な限り配置できるように努めてまいります。

年金が一元化されたことに伴い、月ごとの給与と年金を併せた併給額が、48万を超えた場合に、超えた年金部分が1/2となります。

勤務形態とその影響額につきましては、別紙「暫定再任用教諭の年収試算例」↗

のとおりでございます。

また、勤務形態による社会保険の取り扱いの区分等については、暫定再任用を希望する教職員に対し、希望調査の中で周知してまいります。

＜モデルケース＞ 小中学校教諭の年収試算例 【定年延長・定年前再任用短時間】				
・昭和38年9月2日生まれ（令和5年度末年齢：60歳） ・勤続年数 38年				
勤務形態	定年延長		定年前再任用短時間	
	週38時間45分	週31時間勤務	週23時間15分	
給与（年額）	約590万円	約376万円	約282万円	

※定年延長（週38時間45分）の給与試算額については、教育職給料表（2）2級140号給の教員が定年延長した場合のモデルケースです。給与額については、本人の級・号給により変動します。

【首席、指導教諭について】

首席・指導教諭の現状と今後の配置状況について説明を求める。

首席、指導教諭の現状としましては、首席については、小学校190校、中学校95校に配置しており、指導教諭については、小学校で56名、中学校で48名を任用しております。

首席につきましては、今後も引き続き配置数を増やしていけるよう、国に対し、首席のマネジメント加配の改善を要望してまいりたいと考えております。

また、指導教諭につきましても、教科、分野、活動区域などにおいて、引き続き、優秀な人材を登用してまいりたいと考えております。

【学力向上支援サポーター、スクール・サポート・スタッフの配置について】

学力向上支援サポーター、スクール・サポート・スタッフの現在の配置人数と次年度の配置予定について明らかにするよう求める。

それぞれの職種の10月1日時点の配置人数は、スクールサポートスタッフが509名、学力向上支援サポーターが1,648名でございます。

なお、次年度につきましても、円滑な学校運営のため、各学校の実情に応じた人数を継続配置してまいりたいと考えております。

【統合校等の人事異動について】

今年度末で、統廃合が予定されている校園名を明らかにするとともに、当該校園に在籍する教職員の人事異動については、当然、本人の希望が尊重されるべきであるとするが、教育委員会の見解を求める。

今年度末には、六反幼稚園が廃園される予定です。

また、文の里中学校と天王寺中学校の夜間学級につきましては、令和6年4月に新設する心和中学校に統合移転となる予定です。

これまででも、統廃合や校区変更の対象校園につきましては、学校園が変更になる児童等への影響を鑑み、人事異動において一定の配慮を行ってまいりました。

当該学校園の教職員につきましては、今年度末に統廃合等による人事異動となることを踏まえ適切に行ってまいります。また、ご本人の意向についても、校園長から丁寧にお話をお聴きしてまいりたいと考えております。

【府立高校等に派遣されている教職員の人事異動について】

市立高校等の府への移管により、現在、府立高校等に派遣されている教職員の人事異動については、本人の希望が尊重されるべきであるとするが、教育委員会の見解を求める。

現在、市立高等学校等の移管に伴って派遣されている教職員の人事異動につきましては、昨年もご説明させていただきましたとおり、通常の人事異動の中で実施することとし、教職員の申告内容を参考に、派遣の免除も含めて機械的・画一的な実施にならないようにしてまいりたいと考えております。

＜No.2に続く＞